

令和6年度 松戸市技能功労者表彰式を開催します

松戸市では、技能者の社会的地位の向上および更なる技術水準の高揚を図るため、永年にわたり同一の職種に従事し、業界の発展と後進の育成に努められた方々を『技能功労者』として、また、極めて卓越した技能を持ち、特に永年にわたり後継者の育成に貢献した技能者を『特別技能功労者（松戸マイスター）』として表彰しています。

つきましては、「令和6年度松戸市技能功労者表彰式」を以下のとおり執り行います。表彰式の当日は取材を受け付けておりますので、長年にわたり技能の研鑽を続けてこられた技能者を市民の皆様にお伝えくださいますようお願いいたします。

- 開催日時 令和7年2月6日（木）午後2時から3時
- 場 所 松戸市役所新館5階 市民サロン
- 対 象 別添「松戸市技能功労者及び松戸市特別技能功労者表彰制度」に記載
- 出席者 以下の受賞者、松戸市長 ほか
- 表彰者 (1)特別技能功労者受賞者(松戸マイスター)1名 ※五十音順 敬称略

No.	氏名	職種	屋号または所属企業
1	たきぐち としゆき 滝口 敏之	理容	RELAXATION SPACE HOP

(2) 技能功労者受賞者 3名 ※五十音順 敬称略

No.	氏名	職種	屋号または所属企業
1	あべ しんじ 阿部 真司	塗装	阿部塗装
2	うきがや やす 浮ヶ谷 容 のり 徳	造園	株式会社ウキガヤ
3	そめや みつあき 染谷 光明	ブロック建築	株式会社ライフエクステリア

- 参 考 同表彰式は、平成15（2003）年度から始まり、30年以上同一職種に従事している技術者が対象です。受賞者（技能功労者・特別技能功労者）は、今年度の4名を含め385名となります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市経済振興部商工振興課

☎047-711-6377 FAX047-366-1550

✉ mcsyoukou@city.matsudo.chiba.jp

松戸市技能功労者及び松戸市特別技能功労者表彰制度について

1. 松戸市技能功労者表彰制度

手工業等の技術水準の向上と後継者育成を目的に各業界で永年にわたり、従事してきた技能者を顕彰する。平成15年度制定。

(1)表彰対象者

30年以上(うち市内で20年以上)同一職種に従事している年齢50歳以上の人。

(2)対象職種：164職種

- ①街なかの職人・・・印刷、印章彫刻、菓子製造、クリーニング、広告美術仕上げ、自転車技術、自動車整備、写真、食肉、鍼灸・マッサージ、紳士服製造、製麺他
- ②建築職人・・・ガラス施工、かわらぶき、建設機械整備、建築大工、建築板金、左官、さく井、造園、塗装、鳶、配管、表装、タイル張り、防水加工、畳製作、ブロック建築他
- ③工場の職人・・・家具製作、金型製作、ガラス製品製造、機械木工、貴金属装身具製作、金属研磨仕上げ、金属プレス加工、紙器・段ボール箱製造、酒造、製靴、製本、染色他

上記の他、技能検定制度のある職種

(3)推薦方法

技能関係団体等約90団体（技能関係団体、商店会連合会、工業会、商工会議所等）からの推薦 ※個人の自薦、他薦は認めない。

(4)推薦人数

原則として、1団体につき1名。ただし、複数の技能職種で構成される団体または技能者が100名（市内の会員数）を超える団体については、2名まで推薦することができる。

(5)表彰者の選定方法

各技能関係団体からの推薦を受け、技能功労者選考委員会で選考を行い、市長が表彰する。

(6)表彰実績

平成15年度…52名、平成16年度…53名、平成17年度…43名
 平成18年度…49名、平成19年度…27名、平成20年度…20名
 平成21年度…19名、平成22年度…15名、平成23年度…10名
 平成24年度…10名、平成25年度…6名、平成26年度…6名
 平成27年度…8名、平成28年度…9名、平成29年度…5名
 平成30年度…9名、令和元年度…4名、令和2年度…7名
 令和3年度…6名、令和4年度…6名、令和5年度…7名
 令和6年度…3名

合計374名

2. 松戸市特別技能功労者表彰制度

従来の技能功労者表彰制度を基本として、更に卓越した技能者を表彰する「特別技能功労者（松戸マイスター）表彰制度」を平成19年度に創設。

(1)制度の目的

本市において、極めて卓越した技能を持ち、特に永年にわたり後継者の育成に貢献し、人格的にも優れた技能者を顕彰することにより、さらなる技能水準の向上並びにその技能の保存及び継承を図るとともに、技能者の社会的地位の確立と後進の育成等を奨励することを目的とする。

(2)表彰対象者

30年以上(うち市内で20年以上)同一職種に従事している、年齢50歳以上の現役の技能者で、下記の①～④の条件に全て該当する者。

- ① 極めて優れた技能を有していること
- ② 公的資格等を有していること
- ③ 後進の指導育成や技能伝承の実績を有していること
- ④ 人格等が優れていること

※ただし、国や県の技能に関する同種の表彰や勲章を受章した者、他の技能者の模範とならない者は表彰対象としない。

※過去の技能功労者表彰を受賞した者も対象とする。

(3)対象職種

技能功労者表彰制度の対象職種と同様

(4)推薦方法

技能功労者表彰制度の推薦方法と同様

(5)推薦人数

1団体につき1名

(6)表彰者の選定方法

各技能関係団体からの推薦を受け、技能功労者選考委員会において書類内容の審査、必要に応じ実地調査を行う。特別技能功労者の推薦要件を満たしているか、総合的な見地から表彰を受けることの適格性について審査し、被表彰者を選考する。

(7)表彰実績

平成19年度…2名、平成20年度…2名、平成21年度…2名
平成22年度…0名、平成23年度…0名、平成24年度…0名
平成25年度…0名、平成26年度…0名、平成27年度…1名
平成28年度…0名、平成29年度…0名、平成30年度…0名
令和元年度…0名、令和2年度…0名、令和3年度…0名
令和4年度…1名、令和5年度…2名、令和6年度…1名
合計11名